

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県、豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町

2 構造改革特別区域の名称

グリーンツーリズム特区

3 構造改革特別区域の範囲

豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町の全域

4 構造改革特別区域の特性

- (1) 兵庫県の北部に位置する北但馬地域は、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐国定公園など多彩な四季を織りなす豊かな自然環境に恵まれ、寒冷で降水量と曇天の多い日本海型気候といった自然的・地理的・社会的に一体性を有した地域である。
- (2) 当地域は、数多くの古墳群に見られるように古墳時代は出雲文化圏として一体的な圏域を形成していた地域である。その後も、律令時代には山陰道として一体的な広がりを持つとともに、江戸時代には北前船航路を介し、人・もの・情報の活発な交流が行われるなど、厳しい自然条件を克服する中で、圏域住民が培ってきた産業、文化といった同質の風土を形成してきた。
- (3) 近年、但馬空港の開港（平成6年）や播但連絡道路の全面開通（平成12年）、北近畿豊岡自動車道等の広域・域内幹線道路網の建設など、当地域における交通基盤の整備が進められており、京阪神地域などからの時間距離が急速に短縮してきている。
- (4) このような中で当地域は、コウノトリの郷として有名な豊岡、日本海屈指の漁港を持つ浜坂、香住、スノーケルセンターの竹野、西日本屈指のスキー場を持つ村岡、日高、美方、全国的に有名な温泉を持つ城崎、湯村、そばの出石、ちりめんの但東といった多彩なツーリズム資源を有しており、特区内総人口約13万6千人の約60倍にも及ぶ818万人（平成13年実績）もの観光客の入込があるなど、ツーリズムに対するポテンシャルの高い地域を形成している。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 北但馬地域は、もともと全国的にも有名なスキー場、海水浴場、温泉地、城下町などの観光資源に恵まれた地域であったが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、景気の低迷が長期化していることもあって、近年、北但馬地域への観光入込客数は伸び悩んでいる。
- (2) こうした状況の中で、兵庫県では、平成14年4月に策定した「ひょうごツーリズムビジョン」に基づき、県・市町・地域の様々なセクターや個人が協働し、県内の多彩な地域個性を活かして、観光名所を中心とした従来の観光にとどまらない多彩な交流を進めるなど、経済・社会の成熟化に対応したツーリズムの振興、ひいては交流・集客を基軸とした地域経済の構造改革に取り組んでいる。
- (3) なかでも北但馬地域は、コウノトリの郷として知られるように、古くからの農山漁村が、海・山・川などの豊かな自然と共に点在しており、都市部の住民がゆとりやすらぎを感じながら「農」を体験できるグリーン・ツーリズムや、環境学習をはじめとしたエコツーリズムのポテンシャルが極めて高い地域であり、こうした自然や農林水産資源を生かしたツーリズム振興を展開しているが、さらに地域の潜在的な活力を引き出し、地域活性化を加速するため、民間や地域住民の意欲を生かし得る規制の特例措置を活用したグリーン・ツーリズムの振興を図ろうとするものである。
- (4) すなわち本計画は、農山村地域や温泉地の活性化を真摯に志向する地域の多様な主体と行政が連携し、農家民宿や市民農園整備を促進することに加えて、農家民宿等による濁酒製造を可能にすることを盛り込んだ規制の特例措置と、地域の自助努力によるツーリズム振興策を両輪として、本地域の持てる資源を最大限に引き出し、低迷する農山村地域等の活性化を積極的に進めようとするものである。
- (5) 農山村地域の活性化が全国的な課題となるなか、政府においても多自然居住地域の創造等さまざまな政策が推進されているが、本地域における都市と農村の多様な交流をめざすツーリズムをテーマとした取り組みは、まさにこうした21世紀にふさわしい地域構造の改革の流れに沿ったものであり、かつ全国に発信すべき、地域資源活用型・住民参画型の農山村地域の改革モデルの構築をめざしている。

6 構造改革特別区域計画の目標

農家民宿事業、市民農園整備事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を北但馬地域へ呼び込み、グリーン・ツーリズムによる交流を推進するとともに、都市と農村の交流の拠点作りを行い、従来の観光とグリーン、エコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出を目指す。

- (1) ライフスタイルの多様化に伴い、個人の価値観に対応した人と人とがふれあう生活への期待が高まる中、「農」とふれあい、楽しむツーリズムへの需要が高まっている。その需要を的確にとらえ、ツーリズムを行うツーリストに泊まってもらえる新しい宿泊の形態としての「農家民宿事業」、また市民農園で農作業を行

う人が滞在できるような「市民農園整備事業」を推進していく。

おって、農家民宿の推進に当たっては、「杜氏」の経験者が多い当地方の特色を生かして「特定農業者による濁酒の製造」の取り組みを促進し、新たな形態による事業の展開を推進する。

これらの事業を核として、体験型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市住民を北但馬地域へ呼び込み、農業体験などのグリーン・ツーリズムによる交流を推進する。

(2) 北但馬地域のポテンシャルの高い豊かな自然を活用して、多様な宿泊施設や多様な自然体験交流メニュー及び濁酒を観光客に提供することにより、都市部からの誘客を促進、北但馬地域を都市と農村の交流の拠点づくりを行うことで、従来の観光とグリーン・ツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出を目指す。

(3) 新たなツーリズム産業の創出にあたっては、コウノトリの豊岡市、海の浜坂町、香住町、温泉の城崎町、温泉町、スキーなどのレジャー産業の村岡町、日高町、美方町、竹野町、地場産業の出石町、但東町など各市町の有する多様な地域資源の機能分担、連携を十分に図りながら効果的に推進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

規制の特例措置を活用した農家民宿、市民農園を軸としたグリーン・ツーリズム振興と、これらとの相乗効果が期待される温泉地や海・山のレジャースポーツ、城下町観光の振興策等とを地域の自助努力で一体的に展開し、伸び悩む北但馬地域への観光客の入込の大幅な増加が図られる。

<観光客入込数>

(千人)

区分		9年度	13年度	19年度	9 13	13 19	
入込 人数	計	8,501	8,187	8,587	96%	105%	
	分類	うち日帰	6,183	6,028	6,329	98%	105%
		うち宿泊	2,318	2,150	2,258	93%	105%
	分類	県外から	4,618	4,416	4,637	96%	105%
		県内から	3,883	3,762	3,950	96%	105%
旅館・民宿利用者		1,808	1,716	1,802	95%	105%	

<観光消費額>

(百万円)

区分	9年度	13年度	19年度	9 13	13 19
日帰り	36,608	35,690	37,467	97%	105%
宿泊	48,963	45,379	47,658	93%	105%
計	85,571	81,069	85,126	95%	105%

・過去10年間の伸び率は8%。今後5年の伸び率をその半分の4%と見込む。

また、特区推進による効果(関連事業を含む)1%を計上し、5%の伸びで入込

客数を見込んだ。

- ・ただし、直近5年間は、マイナス4%の伸びであり、入込は逡減の傾向にある。自然とふれあうツーリズムへのニーズが高まる中、区域の自然資源を活かし、さらに、特定事業の農家民宿事業、市民農園事業実施によるインパクトと合わせ、逡減傾向にある入込に歯止めをかける。
- ・逡減傾向への歯止め分とあわせ、実質的には約10%の伸びを効果と考える。

< 特定農業者による濁酒製造件数 >

区分	現在	20年度	15 20年度
農家民宿	0件	5件	皆増
地域食材提供施設	0件	5件	皆増
計	0件	10件	

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
707	特定農業者による濁酒の製造事業
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーンツーリズム特区地域推進会議の設置による推進

特区における規制緩和項目の円滑な実施に必要な国、県、市町間の調整や特区相互及び特区とその隣接地域をはじめとした特区外との連携緊密化のための調整などを行う「兵庫県構造改革特区推進協議会」に加え、グリーンツーリズム特区推進のため、但馬県民局、特区参画市町(1市10町)、県庁関係課を中心に構成する「グリーンツーリズム特区地域推進協議会」を設置し、特区事業の円滑な推進を図るための推進体制を整備し、地元合意の形成、特定事業の円滑な実施、新たな特定事業実施主体の掘り起こしなど、特区事業を強力に推進していく。

(2) 農家民宿事業の推進

農林漁家が民宿を開設する場合の旅業法上の面積要件撤廃及び消防用設備等が緩和された(407)ことによる農家民宿事業の推進

旅業法上の面積要件の撤廃及び消防用設備等が緩和されたことにより、農家民宿への取り組みが容易になったことをふまえ、その周知・PRを図りながら、一層の農家民宿の整備を促進する。

フレンドリーイン推進事業

国際ツーリストへの独自のホスピタリティを有し、地域の魅力発信の核となる施設を本県独自にフレンドリーイン（日本の家庭の雰囲気を感じることができる民宿、ペンション等）として登録、PRを行い、ツーリズム・農家民宿事業を推進する。

（３）濁酒の製造事業

グリーンツーリズム特区内で、農家民宿等及び酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造することを可能とすることにより、他地域で経験することのできない農村体験や地産地消といったグリーン・ツーリズムの確立を図り地域の活性化を目指す。

（４）市民農園整備事業

食と農を楽しむライフスタイルである「楽農生活^{らくのうせいかつ}」を実践する身近な農作業体験の場としての市民農園の整備を推進する。ハード整備にかかる支援策として「ひょうご型市民農園整備事業」や「やすらぎ空間整備事業」、ソフト事業での支援として「地域連携システム整備事業」、助成や融資による支援として「遊休農地活用型市民農園支援事業」、「市民農園整備資金」等を活用することにより、市民農園整備を推進して行く。

（５）産業集積条例に基づく立地支援措置

県「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」により、特区区域として認定された区域には、不動産取得税の不均一課税（県）、固定資産税の軽減（市町）等により特区における民間事業を支援して行く。具体的には、農家民宿事業の新規開始や既存の農家民宿の増築、市民農園の運営等に対して助成等により支援を行う。

（６）体験交流ツーリズムの推進

体験交流型ツーリズムの推進

豊岡市でのコウノトリ学習、出石でのそば打ちをはじめとする多様な体験メニューの作成を指導、支援するとともに、完成したメニューを都市住民に情報発信していく。

さらに、体験教室の指導が行える人など多様な指導者の把握、登録を行い、バンク化することでツーリストへのサポート体制を確立していく。

集客へのイベント支援

市町や観光協会、商店街などが実施する集客イベントに対して助成を行う。

ひょうごツーリズムバスによる支援

県外からの特区区域内への体験交流施設を訪れる団体バス旅行について、バス借り上げ料金の一部を助成する。

（７）コウノトリを中心とした地域づくり

特別天然記念物であるコウノトリの野生復帰事業を多くの住民参画と交流により推進し、人と自然が共生する地域づくりを進める。また、休耕田を活用したビオト

ープ整備を推進することで、コウノトリの餌場を拡大し、生き物とのふれあい体験の場を創出し、地域の活性化を目指す。

別紙 1

1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農家民宿事業を豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町において実施する者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

近年のツーリストの田舎暮らしや自然とのふれあいへのニーズが高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施にさいしての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が免除され、農家民宿事業者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

（ア）誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること、農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること、農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること、の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、が特例措置の内容である。

本特区での申請において、各客室から直接外部に容易に避難できる間取りになっている、廊下等を通ることで、民宿の開口部から3メートルよりもさらに奥を歩いて安全に避難できる、農家民宿等の従業者が宿泊者へ避難口の案内を行う、ことにより、要件を全て満たすものについては、特例措置の内容を満たすと判断できる。

(イ) 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、

「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること、客室が10室以下であること、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)

が明示されること、の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、が特例措置の内容である。

本特区での申請において、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」の要件を満たしている、客室が10室以下である、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること、が通報内容として明示されている場合には、要件を全て満たすものとして、特例措置の内容を満たすと判断できる。

別紙 2

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

グリーンツーリズム特区内において農家民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者(特定農業者)で、濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の変更認定の日から

4 特定事業の内容

特例適用により、特定農業者が酒税法第7条第1項に基づく雑酒の製造免許を取得し、自ら生産した農産物を主原料として、「濁酒」を製造し、宿泊者等に提供・販売をすることで、その酒を飲むためにはこの地域を訪れなければならないという必然性を生み出し、交流人口の拡大、地域の活性化が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

近年のツーリストの田舎暮らしや自然とのふれあいへのニーズが高まる中、当該規制の特例措置により農家民宿等を併せ営む特定農業者が、自ら生産した農産物を原料として濁酒を製造できる酒類の製造免許を受け濁酒を提供することにより、地域の魅力が高まり交流人口の拡大が期待でき地域の活性化が図られる。

特に農家民宿については、新たな民宿が開設され、都市住民との交流人口が増加している。今後さらに交流人口を増やすためには、食事の献立に濁酒を加え、多彩な地域特産物を提供することも必要である。

濁酒の製造については、当地方の農家は杜氏の経験者が多いので、農家が造った酒米等を原料として客が好む種々の濁酒を製造し、提供することが可能である。

過去に習得した技術を提供することにより高齢者の生きがいにもなり、ひいては集落の活性化にもなる。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特定農業者が、本特区内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法に規定するその他の雑酒を製造することにより、当特区内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要である。

別紙 3

1 特定事業の名称

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体である豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町及び農地保有合理化法人（社団法人兵庫みどり公社及びたじま農業協同組合）と特区内の農地において、豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町又は農地保有合理化法人以外で、特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を、農地が所在する市町（豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町）及び兵庫県と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地が所在する市町及び農地の貸付主体である市町と兵庫県又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

特区区域では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯止めを掛けること、農業従事者の高齢化、後継者不足が課題となっている。

規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園の貸付主体となることのできることで、遊休農地を持つ者、後継者不足の者にとっては農地を有効に活用することが可能となる。

一方、都市部住民には、農家作業を行い、自分で作物を作ることへのニーズが高いことから、遊休地を市民農園として提供することが有効な対策となる。

市民農園事業をさらに推進するためには、多様な主体が市民農園事業を行えることが必要であり、規制の特例措置により、市民農園の開設主体が拡大されることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特区区域の市町では、耕作放棄地は1995年の28,156アールから2000年には48,573アールへ20,417アール増加、耕作放棄地率も3.9%から7.0%に拡大しており、県平均(2.5%から3.9%)、全国平均(3.8%から5.1%)と比べても高い状況となっており、遊休農地の拡大に歯止めをかけることが課題である。

また、特区区域では、1995年には、農業就業人口10,060人のうち、65歳以上の者の農業就業人口が5,513人(65歳以上の農業従事率54.8%)であったのが、2000年には農業就業人口9,873人のうち、65歳以上の農業就業人口は6,219人(同63%)へと拡大。県平均(49.5%から57.8%)、全国平均(46.3%から52.9%)と比べても割合は高く、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応が課題となっている。

一方、阪神間をはじめとする都市部住民には、北但馬地域における観光農園や市民農園といった「農」における都市と農村の交流に対する期待・需要が高い。

そこで今回、特区制度を活用し、多様な主体による市民農園事業を推進することにより、遊休農地の拡大、農業従事者の高齢化、後継者不足に歯止めをかけ、農地の効率的利用を図っていく。

項目	特区区域		兵庫県		全国	
	1995年	2000年	1995年	2000年	1995年	2000年
経営耕地面積 (アール)	691,945	642,728	7,059,614	6,625,488	412,027,900	388,404,100
耕作放棄地面積 (アール)	28,156	48,573	177,850	266,401	16,177,100	21,001,800
耕作放棄率	3.9%	7.0%	2.5%	3.9%	3.8%	5.1%
農業就業人口 (人)	10,060	9,873	110,395	108,980	4,902,184	3,891,225
うち65歳以上 人口(人)	5,513	6,219	54,649	62,998	2,270,077	2,057,520
65歳以上の占 める割合(%)	54.8%	63.0%	49.5%	57.8%	46.3%	52.9%

出典「1995, 2000センサス」